

2025年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

A銀行の株主Xは、Aの取締役Yが自ら支配するB社に違法な貸付けを行い、Aに損害を与えたとして、Yを被告とする株主代表訴訟を提起した。この訴訟において、Xは、貸付けの違法性を証明するために、Aを相手方にして、次の文書に係る文書提出命令の申立てをしたとする。裁判所は、これに対してどのような判断をするべきか。

- (1) B社への貸付けの際にAが作成した貸出稟議書
- (2) Yの不正に関して外部弁護士によって構成された外部調査委員会が作成した調査報告書（将来の公表を予定したもの）

[刑事訴訟法]

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 捜査協力者Aは、大阪刑務所で服役中にXと知り合った者であるが、自分の弟がXの依頼に基づき大麻樹脂を運搬したことにより検挙されて服役するところとなったことから、Xに恨みを抱くようになり、令和6年中に2回にわたり、警察官Pに対し、Xが薬物を密売する等した際は逮捕するよう求めた。
- 2 Xは、令和6年6月16日ころ、Aに対し、大麻樹脂の買手を紹介してくれるよう電話で依頼したところ、Aは、大阪であれば紹介できると答えた。なお、Xからの電話があるまで、AからXに対して、大麻樹脂の取引に関する働き掛けはしていなかった。
- 3 Aは、同月18日、警察官Pに対し、上記電話の内容を連絡した。警察官Pらは、Aの情報によっても、Xの住居や立ち回り先、大麻樹脂の隠匿場所等を把握することができず、他の捜査手法によって証拠を収集し、Xを検挙することが困難であったことから、おとり捜査を行うことを決めた。
- 4 同月20日、警察官PとAで打合せを行い、新大阪駅付近のホテルの一室（以下、「上記室内」という。）で、AがXに警察官Pを買手として紹介することとした。
- 5 同月21日、警察官Pは、上記室内で、Aから紹介されたXに対し、何が売買できるかを尋ねたところ、Xは、今日は持参していないが、東京に来れば大麻樹脂を売ることができると答えた。警察官Pは、自分が東京に出向くことは断り、Xの方で持って来れば大麻樹脂2キログラムを買い受ける意向を示した。そこで、Xが一旦東京に戻って翌日に大麻樹脂を上記室内に持参し、改めて取引を行うことになった。その際、警察官Pは、交通費の負担を申し出たが、Xは、ビジネスであるから自分の負担で持参すると答えた。
- 6 同月22日、Xは、東京から大麻樹脂約2キログラムを運び役に持たせて上記室内にこれを運び入れたところ、あらかじめ捜索差押許可状の発付を受けていた警察官Pの捜索を受け、現行犯逮捕された。

〔設問〕

おとり捜査に関する最高裁平成16年7月12日第一小法廷決定を踏まえて、①おとり捜査の意義、②おとり捜査の強制処分該当性、③おとり捜査の適法性の判断基準、④その判断基準に照らして上記事例は適法か、について論じなさい。

以上